

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 愛西市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.9%
全職員	65.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.3%
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.2%
31～35年	96.1%
26～30年	84.2%
21～25年	82.8%
16～20年	84.5%
11～15年	81.1%
6～10年	92.8%
1～5年	98.2%

【説明欄】

- ・任期に定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたり勤務時間が20時間未満の者については職員数を1/2人として換算している。
- ・短時間勤務をしている女性の会計年度任用職員等が職員全体の27%を占めており、男女の給与の差異にも表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
管理的地位にある職員	17.5%

【説明欄】

・令和 8 年 4 月 1 日時点の課長職以上の職員

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	21.7%
本庁課長補佐相当職	31.7%
本庁係長相当職	44.1%

【説明欄】

・令和 8 年 4 月 1 日時点の係長相当職以上の職員

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	82.4%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	－
女性	－

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	－	－
1 週間以上 2 週間未満	7.1%	0.0%	－	－
2 週間以上 1 月以下	64.3%	0.0%	－	－
1 月超 3 月以下	7.1%	9.1%	－	－
3 月超 6 月以下	14.3%	0.0%	－	－
6 月超 9 月以下	0.0%	0.0%	－	－
9 月超 1 2 月以下	7.1%	9.1%	－	－
1 2 月超 2 4 月以下	0.0%	27.3%	－	－
2 4 月超	0.0%	54.5%	－	－

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	14.3 時間/月
内部部局等以外	6.5 時間/月

【説明欄】

- ・内部部局等(本庁)235 人 40,279 時間/年
- ・内部部局等以外(本庁以外、出先機関)80 人 6,247 時間/年